

14 酒類等製造免許場数の推移

(単位:場)

年度	品目	清酒	合成清酒	連続式蒸留焼酎	単式蒸留焼酎	みりん	ビール	果実酒	甘味果実酒	ウイスキー	ブランドー	発泡酒	リキュール	スピリッツ等	その他の醸造酒等	合計	酒母	もろみ
昭和	45	外 25	外 92	外 87	外 482	外 163	外 -	外 102	外 115	外 58	外 74	外 4	外 104	外 218	外 12	外 1,536	375	218
	50	外 30	外 84	外 86	外 424	外 160	外 -	外 109	外 123	外 56	外 82	外 4	外 133	外 243	外 17	外 1,551	383	243
	55	外 36	外 81	外 86	外 429	外 149	外 -	外 100	外 133	外 56	外 89	外 5	外 146	外 243	外 30	外 1,583	374	271
	60	外 64	外 81	外 76	外 508	外 161	外 2	外 121	外 162	外 61	外 108	外 10	外 215	外 282	外 59	外 1,890	376	334
	平成	元	外 56	外 77	外 45	外 517	外 75	外 5	外 142	外 168	外 65	外 110	外 12	外 260	外 266	外 66	外 1,901	377
5	外 61	外 76	外 73	外 514	外 69	外 32	外 8	外 149	外 167	外 64	外 108	外 13	外 280	外 272	外 72	外 1,926	377	362
6	外 64	外 78	外 75	外 511	外 70	外 30	外 14	外 152	外 171	外 64	外 109	外 32	外 283	外 272	外 72	外 1,967	384	359
7	外 64	外 77	外 76	外 512	外 71	外 29	外 17	外 156	外 175	外 64	外 109	外 38	外 298	外 270	外 76	外 2,003	389	354
8	外 63	外 79	外 82	外 506	外 69	外 25	外 25	外 156	外 176	外 64	外 108	外 54	外 301	外 270	外 80	外 2,033	388	354
9	外 68	外 79	外 80	外 504	外 70	外 32	外 35	外 156	外 177	外 66	外 110	外 67	外 310	外 275	外 80	外 2,077	393	356
10	外 78	外 80	外 79	外 494	外 71	外 30	外 40	外 156	外 174	外 67	外 109	外 103	外 325	外 275	外 87	外 2,138	394	356
11	外 82	外 79	外 82	外 485	外 60	外 38	外 45	外 153	外 170	外 65	外 106	外 123	外 335	外 266	外 88	外 2,139	390	354
12	外 86	外 78	外 87	外 478	外 63	外 36	外 51	外 163	外 169	外 68	外 108	外 128	外 371	外 268	外 92	外 2,210	349	352
13	外 92	外 79	外 87	外 476	外 65	外 37	外 51	外 173	外 172	外 68	外 106	外 133	外 386	外 270	外 103	外 2,261	352	348
14	外 98	外 76	外 82	外 476	外 71	外 31	外 55	外 183	外 173	外 67	外 110	外 136	外 411	外 278	外 124	外 2,340	337	345
15	外 102	外 75	外 80	外 487	外 70	外 33	外 95	外 183	外 175	外 69	外 113	外 432	外 528	外 389	外 133	外 2,931	336	357
16	外 114	外 76	外 81	外 493	外 74	外 30	外 81	外 177	外 171	外 70	外 110	外 385	外 498	外 346	外 146	外 2,822	331	374
17	外 118	外 73	外 79	外 490	外 74	外 31	外 77	外 176	外 171	外 68	外 110	外 369	外 554	外 336	外 162	外 2,857	280	388
18	外 129	外 66	外 85	外 497	外 73	外 33	外 77	外 184	外 412	外 65	外 109	外 2209	外 2,354	外 3,001	外 4,797	外 14,058	264	399
19	外 138	外 65	外 81	外 503	外 74	外 31	外 80	外 190	外 384	外 65	外 112	外 2,138	外 2,220	外 2,779	外 4,451	外 13,290	254	405
20	外 137	外 64	外 79	外 508	外 72	外 32	外 83	外 184	外 365	外 66	外 117	外 2,067	外 2,160	外 2,672	外 4,263	外 12,837	251	400
21	外 145	外 71	外 82	外 506	外 78	外 32	外 90	外 182	外 354	外 68	外 120	外 1,969	外 2,080	外 2,559	外 4,069	外 12,373	252	407
22	外 150	外 73	外 79	外 507	外 78	外 30	外 89	外 179	外 344	外 67	外 120	外 1,877	外 2,017	外 2,443	外 3,864	外 11,887	243	400
23	外 154	外 71	外 77	外 499	外 81	外 30	外 90	外 179	外 332	外 66	外 120	外 1,715	外 1,905	外 2,280	外 3,533	外 11,082	255	404
24	外 151	外 73	外 79	外 500	外 82	外 32	外 93	外 178	外 325	外 65	外 122	外 1,596	外 1,833	外 2,142	外 3,309	外 10,548	244	415
25	外 154	外 71	外 75	外 497	外 79	外 32	外 92	外 176	外 318	外 64	外 119	外 1,512	外 1,779	外 2,055	外 3,150	外 10,141	243	415
26	外 151	外 70	外 76	外 492	外 79	外 30	外 87	外 179	外 312	外 65	外 120	外 1,466	外 1,758	外 1,998	外 3,032	外 9,885	243	419
27	外 146	外 68	外 76	外 494	外 79	外 30	外 84	外 190	外 312	外 67	外 120	外 1,430	外 1,734	外 1,948	外 2,959	外 9,707	239	419
28	外 148	外 70	外 78	外 494	外 80	外 29	外 86	外 192	外 313	外 70	外 118	外 1,403	外 1,713	外 1,904	外 2,899	外 9,571	243	417
29	外 161	外 71	外 77	外 483	外 77	外 32	外 84	外 204	外 310	外 75	外 123	外 1,376	外 1,700	外 1,869	外 2,825	外 9,435	245	415
30	外 160	外 71	外 79	外 488	外 76	外 33	外 81	外 214	外 313	外 81	外 279	外 1,483	外 1,691	外 1,812	外 2,759	外 9,687	244	407
令和	元	外 157	外 71	外 78	外 489	外 76	外 162	外 210	外 310	外 84	外 265	外 1,477	外 1,676	外 1,795	外 2,705	外 9,555	248	411
2	外 159	外 71	外 74	外 488	外 78	外 32	外 149	外 215	外 314	外 99	外 254	外 1,478	外 1,683	外 1,799	外 2,661	外 9,522	260	416
3	外 166	外 72	外 78	外 495	外 79	外 34	外 149	外 225	外 325	外 111	外 252	外 1,488	外 1,685	外 1,810	外 2,636	外 9,571	267	426

(注) 1 本表は、主として「国勢統計年報」(4月～翌年3月)に基づいた。
 2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。
 3 平成17年度以前の品目別製造免許場数は、現行の品目に対応する平成18年度改正前の酒税法の品目又は品目の製造免許場数である。
 4 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末清酒及び雑酒を含む。
 5 一の製造場場で複数の酒類の製造免許を有しているものについて、主たる酒類を本欄とし、その他は外書として掲げた。
 6 平成18年度以降の酒類の製造免許場数は、平成18年度酒税法改正に伴い附則第66条第2項の規定により製造免許を受けたものとみなされたものを含んでいる。
 7 平成30年度以降の酒類の製造免許場数は、平成29年度酒税法改正に伴い附則第35条第1項、第2項の規定により製造免許を受けたものとみなされたものを含んでいる。

(14 酒類等製造免許場数の推移)

付表 1 地ビール製造免許場(者)数の推移

年 度	平成6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3
製造場数	6	24	103	209	251	264	262	239	230	263	244	234	223	211	206	201	194	190	180	179	181	180	182	184	395	400	405	412
製造者数	6	24	95	194	231	242	240	228	220	251	232	223	213	200	196	191	184	183	174	173	174	173	174	176	368	372	376	380

(注) 1 製造免許場(者)数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 平成6年4月1日以降ビールの製造免許を取得した製造場(者)で、大手ビールメーカー(5社)及び試験製造免許に係る製造場(者)を除いたものを掲げた。

※ 酒税法の一部改正(平成6年法律第24号)により、ビールの製造免許に係る最低製造数量基準が2,000ℓから600ℓに引き下げられた。

3 平成29年度税制改正によりビールの定義が拡大され、平成30年3月31日現在で発泡酒の製造免許を有していた者に対し、ビールの製造免許が付与された。

付表 2 果実酒製造免許場(者)数の推移 (特定酒類(果実酒))

年 度	平成20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3
製造場数	0	1	4	4	4	4	5	7	8	8	7	9	10	10
製造者数	0	1	4	4	4	4	5	7	8	8	7	9	10	10
認定計画数	8	12	16	19	21	22	25	35	36	40	42	44	45	46

(注) 1 製造免許場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)及び国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号))により

みなし適用される場合を含む。)により果実酒の製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第25条(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造する果実酒の製造免許に係る最低製造数量基準は適用しないこととされた。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数(総合特別区域法及び国家戦略特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。

付表 3 濁酒製造免許場(者)数の推移 (特定酒類(その他の醸造酒))

年 度	平成15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3
製造場数	4	29	54	85	119	139	144	156	167	171	177	176	183	192	191	194	198	204	193
製造者数	4	28	53	84	118	138	143	155	166	170	176	175	182	191	190	193	197	204	193
認定計画数	11	38	58	74	85	93	108	115	121	130	137	146	152	155	164	171	175	180	182

(注) 1 製造免許場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)及び国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号))により

みなし適用される場合を含む。)によりその他の醸造酒の製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第25条(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造するその他の醸造酒の製造免許に係る最低製造数量基準は適用しないこととされた。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数(総合特別区域法及び国家戦略特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。

(14 酒類等製造免許場数の推移)

付表 4 果実酒製造免許場(者)数の推移 (特産酒類(果実酒))

年 度	平成20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3
製造場数	0	0	6	7	8	7	10	14	17	24	45	49	56	67
製造者数	0	0	6	7	8	7	10	14	17	24	45	49	56	67
認定計画数	13	16	20	26	30	34	39	44	52	63	68	72	82	84

(注)1 製造免許場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)及び国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号))によりみなし適用される場合を含む。)により果実酒の製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第26条(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造する果実酒の製造免許に係る最低製造数量基準は2kℓに緩和された。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数(総合特別区域法及び国家戦略特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。

付表 5 リキュール製造免許場(者)数の推移 (特産酒類(リキュール))

年 度	平成20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3
製造場数	0	8	14	17	18	25	26	28	27	26	28	30	35	36
製造者数	0	8	14	17	18	25	26	28	27	26	28	30	35	36
認定計画数	11	19	24	32	38	40	45	51	58	68	72	73	81	82

(注)1 製造免許場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)及び国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号))によりみなし適用される場合を含む。)によりリキュールの製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第26条(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造するリキュールの製造免許に係る最低製造数量基準は1kℓに緩和された。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数(総合特別区域法及び国家戦略特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。

付表 6 単式蒸留焼酎製造免許場(者)数の推移 (特産酒類(単式蒸留焼酎))

年 度	平成29	30	令和元	2	3
製造場数	0	1	1	1	4
製造者数	0	1	1	1	4
認定計画数	3	3	3	4	5

(注)1 製造免許場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)及び国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号))によりみなし適用される場合を含む。)により単式蒸留焼酎の製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第26条(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造する単式蒸留焼酎の製造免許に係る最低製造数量基準は適用しないこととされた。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数(総合特別区域法及び国家戦略特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。

(14 酒類等製造免許場数の推移)

付表 7 原料用アルコール製造免許場(者)数の推移 (特産酒類(原料用アルコール))

年 度	平成29	30	令和元	2	3
製造場数	0	1	1	1	1
製造者数	0	1	1	1	1
認定計画数	1	1	1	1	1

(注) 1 製造免許場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)及び国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号))によりみなし適用される場合を含む。)により原料用アルコールの製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第26条(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造する原料用アルコールの製造免許に係る最低製造数量基準は適用しないこととされた。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数(総合特別区域法及び国家戦略特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である

付表 8 清酒製造体験特区件数の推移

年 度	令和元	2	3
承認件数	0	1	2
認定計画数	2	4	5

(注) 1 承認件数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)及び国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号))によりみなし適用される場合を含む。)による承認件数を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第27条に規定より承認を受けた製造者は、構造改革特別区域内に所在する一の場合について、清酒の既存製造場と一の場合の製造場とみなすこととされた。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数(総合特別区域法及び国家戦略特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。

参考: 構造改革特別区域における酒税法の特例の概要

(特定酒類について)

構造改革特別区域内において、農家民宿等を営む農業者(特定農業者)が、自ら生産した果実又は米を原料として、果実酒又はその他の醸造酒(いわゆる「どぶろく」に限る。)を製造する場合には、その製造免許に係る最低製造数量基準(いずれも6kℓ)を適用しないこととしている。

(特産酒類について)

構造改革特別区域内において、地域の特産物である農産物等を原料として単式蒸留焼酎、果実酒、原料用アルコール及びリキュールを製造する場合には、その製造免許に係る最低製造数量基準(単式蒸留焼酎は10kℓ、果実酒、原料用アルコール及びリキュールは6kℓ)を果実酒については2kℓ、リキュールについては1kℓに緩和し、単式蒸留焼酎及び原料用アルコールについては、最低製造数量基準を適用しないこととしている。

15 酒類販売業免許場数の推移

(単位:場)

年月日	区分		卸			売			業			業			合	計	備	考
	全	酒	類	そ	の	他	計	小	酒	類	そ	の	他	計				
昭和 46. 3. 31	現在																	13.3 酒類販売業免許制度発足
			1,965	外 1,316	2,387	4,352	外 1,198	122,291	外 147	20,756	143,047	外 1,345	147,399					
			13,738	-	2,731	16,469	-	129,976	-	20,856	150,832	外 14,321	167,301					
			11,980	-	2,676	14,656	-	138,056	-	21,832	159,888	外 12,617	174,544					13.12 「規制緩和推進要綱」(酒類小売業免許の免許要件に係る運用基 準の簡素化・明確化等)の閣議決定
			11,540	-	3,487	15,027	-	139,396	-	22,127	161,523	外 12,594	176,550					元 6 人口基準、抽選制の導入
			10,896	-	7,325	18,221	-	137,138	-	22,162	160,112	外 15,786	177,521					
			10,882	-	7,332	18,014	-	137,777	-	22,335	160,112	外 15,542	178,126					
			10,487	-	7,331	17,818	-	138,568	-	22,770	161,338	外 15,286	179,156					
			10,200	-	7,274	17,474	-	139,403	-	23,003	162,406	外 14,913	179,880					
			9,980	-	7,137	17,117	-	140,180	-	26,703	166,883	外 14,346	184,000					10.3 「規制緩和推進3か年計画」(酒類小売業免許に係る簡略調整開始 の取組)の閣議決定
			9,757	-	7,090	16,847	-	140,836	-	31,012	171,848	外 14,061	188,695					
			9,546	-	7,081	16,627	-	143,718	-	31,377	175,095	外 13,923	191,722					
			9,436	-	7,053	16,489	-	145,841	-	31,641	177,482	外 13,630	193,971					13.1 酒類小売業免許の距離基準の廃止
			9,365	-	6,885	16,250	-	145,053	-	31,820	176,873	外 13,395	193,123					
			9,210	-	6,773	15,983	-	151,343	-	30,679	182,022	外 13,451	198,005					
			9,070	-	6,686	15,756	-	154,759	-	29,840	184,599	外 13,180	200,355					15.5 「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」公布 15.9 酒類小売業免許の人口基準の廃止
			8,830	-	6,469	15,099	-	163,915	-	27,311	193,226	外 12,597	208,325					
			8,011	-	6,406	14,417	-	171,674	-	25,737	197,411	外 12,199	211,828					17.8 「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の一部を改正 する法律」公布
			7,608	-	6,384	13,992	-	170,975	-	25,485	196,460	外 11,871	210,452					18.8 「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」による緊急 調整
			7,303	-	6,330	13,633	-	178,124	-	23,148	201,272	外 11,683	214,905					参事官の設置等
			7,111	-	6,262	13,373	-	179,624	-	22,250	201,874	外 11,346	215,247					
			6,855	-	6,090	12,945	-	178,016	-	21,350	199,366	外 10,966	212,311					
			6,589	-	5,909	12,498	-	176,773	-	7,299	184,072	外 10,488	196,570					
			6,212	-	5,850	12,062	-	175,132	-	6,557	181,689	外 10,251	193,751					23.4 「規制・制度改革に係る方針」(酒類小売業免許の要件緩和)の閣議 決定
			5,899	-	5,786	11,685	-	174,544	-	6,237	180,781	外 10,112	192,466					24.9 酒類小売業免許の要件緩和等の運用を開始
			5,701	-	5,814	11,515	-	174,737	-	5,950	180,687	外 10,092	192,202					
			5,571	-	5,919	11,490	-	173,356	-	5,750	181,106	外 10,125	192,596					
			5,442	-	6,087	11,529	-	175,165	-	5,561	180,726	外 10,203	192,255					
			5,361	-	6,291	11,652	-	174,261	-	5,383	179,644	外 10,306	191,296					
			5,284	-	6,524	11,808	-	173,990	-	5,355	179,245	外 10,460	191,053					
			5,198	-	6,828	12,026	-	172,260	-	5,204	177,464	外 10,616	189,490					
			5,108	-	7,194	12,302	-	170,116	-	5,057	175,173	外 10,738	187,475					
			5,015	-	7,517	12,532	-	167,355	-	4,830	172,185	外 11,064	184,717					
			4,940	-	8,054	12,994	-	166,858	-	4,968	171,826	外 11,548	184,820					
			4,865	-	8,838	13,703	-	167,587	-	5,153	172,740	外 11,826	186,443					

(注) 1 本表は、主として国税庁統計年報書「(4月～翌年3月)」に基づいた。
 2 昭和46. 3. 31現在の外書きは、卸小売業者の従たる販売業免許場数を、昭和51. 3. 31現在以降の外書きは、卸小売業者のうちで小売までできる販売業免許場数を掲げた。
 3 「卸売業」及び「小売業」の「その他」の欄は、販売できる酒類の範囲について条件の付いている販売業免許場数を掲げた。